

サングリーン智頭から助っ人参上！！

智頭町の町づくりの軸として、農業・林業の振興を進めていくために、専門的知識をお持ちの2人に4月から建設農林課で支援していただいています。

農業を応援します！一緒にがんばりましょう！
つゆ き いたる
露木 至（建設農林課 農林振興室）

森林セラピーでリラックス。心も体も健康に！
は せ がわ こう じ
長谷川 浩司（建設農林課 農林振興室）

智頭町の農業振興はもとより、新しいプロジェクトである『転作田・休耕田の有効利用による特産農産物づくり』の担当になりました。よろしくお願いします。関西圏への新販路を開拓し、消費地で売れるものを生産者の皆さんと一緒に育てていくというのが主な仕事です。



この度、智頭町の森林をフィールドにした森林セラピーの推進員としてお世話になります。
智頭町の森林環境を活かした町の活性化を皆様とともに考え、実現させる一助になりたいと思いますのでよろしくお願いします。

👍 オススメ

転作作物が決まっていない人はご相談ください。消費地のニーズを捉え、土地条件や季節に応じた作物を提案します。小さくても形が不揃いでもおいしいものには売り先があります。狭い面積でも構いません。兼業の人もお気軽にご相談ください。

👍 森林セラピーって

森林を歩き、自然と一つになり、リラックスしていただき、元氣になったと感じてもらえるものです。
森の中をゆっくり歩いてみると、とてもリラックスします。今までは感覚で感じていましたが、森林セラピーでは生理実験を行い、科学的データとして、リラックスを目に見える形にしています。今秋、この実験を行い、智頭の山で元氣になっていただきます。

問合せ先 役場建設農林課 長谷川・露木・濱江 ☎ 75 — 4113

法令事務

平成 21 年度智頭町農業委員会の年間活動計画

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
10日	10日	10日	10日	9日	9日	4日	8日	22日	10日
総会・農地パトロール	総 会	総会・農地パトロール	総会・意見交換会	総会・耕作放棄地調査	総会・農地非農地判断	総 会	総 会	総会・選挙人名簿審査	総会・活動計画検討
									総会・活動計画案公表

毎月総会を 10 日前後、午後 2 時から開会しています。総会は公開です。また議事録も公表しています。（都合により変更することがありますので事務局へお問い合わせください。）

※農地とみなされる土地の権利移転・用途変更（転用）をする場合、農地法の規定に基づき農業委員会又は、県知事の許可が必要です。申請は、毎月 20 日までをお願いします。

農業委員は地域の世話役、農家の相談相手です。

転用についての手続きや農地等のことについて詳しくは、地区担当の農業委員又は農業委員会におたずねください。その他、何かお気づきの点、ご意見がございましたらご連絡ください。

問合せ先 智頭町農業委員会 宮本 ☎ 75 — 4121

農業委員会からのお知らせ

「平成 21 年度目標及びその達成に向けた活動計画」を公表します。

平成 20 年 12 月、農林水産省は、国内における食料供給力の強化等を図るための新たな農地政策の方向を「農地改革プラン」にとりまとめ、公表しました。その中でその運用を担う農業委員会の事務が的確に実施されるために、次回の農業委員統一選挙のある平成 23 年度を目途とし、地域の農業者等の意見・要望を踏まえた「目標及びその達成に向けた活動計画」を策定・公表することになりました。

平成 21 年度の目標及びその達成に向けた活動計画

促進等事務

1 認定農業者等担い手の育成及び確保

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
平成 23 年度までの目標	6 経営	1 法人	1 団体
目 標	4 経営	0 法人	0 団体
活 動 計 画	町と連携して、制度の周知と農業委員からの情報収集を行い、個別に掘り起こしに努める。	町と連携して制度の周知と普及を行う。	町と連携して制度の周知と普及を行う。

2 担い手への農地の利用集積

平成 23 年度までの目標	集積面積 12 ha
目 標	集積面積 6 ha
活 動 計 画	農地の貸し・借りの情報を収集するとともに、認定農業者の要望を聞く機会を持ち、地権者と農地の調整活動に努める。

3 耕作放棄地の解消

平成 23 年度までの目標	解消面積 3 ha
目 標	解消面積 1 ha
活 動 計 画	地区担当の農業委員に日ごろから農地パトロールを実施してもらい、耕作放棄地や、違反転用等の事案は、6 月・8 月・10 月に全委員でパトロールを実施して、関係機関と連携をとり、適正な是正指導を行う。また、稲作以外の農作物の育成をして耕作放棄地の解消に努める。

4 違反転用への適正な対応

目 標	農地復元のための土が見つかり次第農地復元してもらう。
活 動 計 画	復元されるまで、随時状況を確認に行き農地復元を促す。農業委員が日常農地パトロールを実施し、違反転用を発生させないように努めるとともに広報等で周知する。

5 農地パトロール

活動計画（実施時期、体制、実施回数等）	地区担当の農業委員に日ごろから農地パトロールを実施してもらい、6 月・8 月・10 月には、全委員でパトロールを実施する。
---------------------	---

6 農地情報の整備と共有化

農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画	毎月の総会終了後、農地の権利移動や転用等の状況について情報の更新を行う。また、住民基本台帳・固定資産税課税台帳の照合を毎年 2 月に行う。
共有化に関する活動計画	地域担い手育成総合支援協議会を構成する関係機関・団体との密接な連携を図り、農地地図情報システムを導入し、共有化を図る。